

2020年度第12回役員会議事要録

- 1 日 時 2021年2月2日(火) 9:02~10:26
- 2 出席者 寺嶋学長, 山本理事, 角田理事, 神野理事
- 3 列席者 佐藤監事, 牧監事, 小沢事務局次長(総務・財務担当), 山内事務局次長(企画・学務担当), 黒柳事務局次長(研究支援・社会連携担当)
- 4 場 所 オンラインビデオ会議
- 5 議 題

[審議事項]

- (1) 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について
- (2) 2020年度研究・教育・社会貢献活動等表彰及び特別貢献手当支給について

[報告事項]

- (1) 2020年度内部監査結果について
- (2) 令和元年度決算検査報告説明会について

6 議 事

議事に先立ち、2020年度第10回議事要録(案)について、原案のとおり確認された。

[審議事項]

- (1) 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について
山本理事から、資料「審議1」に基づき、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書案及び第4回経営協議会後に委員から提出のあった意見等について、説明があった。
主な意見等については次のとおり。
 - ・ 補充原則3-4-1にある監事の常勤化検討については、これまでも監事協議会等で度々議論がされてきた項目であり、本学としては本格的には検討していないという書き方も考えられる。また、次回の監事候補者の選考の際に常勤化を検討するのではなく、次回の選考までに検討を行うという考え方もあるのではないか。
 - (回答) 国立大学協会第3回総会内での文部科学省との意見交換の場において、全ての大学で今後1名は監事を常勤とする方針との説明があり、状況について今後も注視していく。
 - ・ 副業及び兼業の普及等の働き方の変化も踏まえ、常勤化の方針について疑問を呈することも一つの案ではないか。また、これまでのように点検の結果のみの記載ではなく、社会に公表することを視野に入れた記載へと考え方を変えていく必要があると思われる。
- (2) 2020年度研究・教育・社会貢献活動等表彰及び特別貢献手当支給について
寺嶋学長から、ダイナミック・ブランディング戦略について説明があった後、人事労務室長から、資料「審議2」に基づき、2020年度研究・教育・社会貢献活動等表彰及び特別貢献手当について説明があり、審議の結果、以下のとおり承認された。
【研究活動表彰及び特別貢献手当】
 - ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学特別貢献手当支給細則(以下「支給細則」という。))第2条第1項第1号に規定する役員会の議を経て学長が定める率を5%、役員会の議を経て学長の定める額を1万円とする。
 - ・ 国立大学法人豊橋技術科学大学研究・教育・社会貢献活動等表彰要項(以下「表彰要項」という。))第3条に規定する役員会の議を経て学長が定める額は、対象期間内の外部資金獲得金額第3位の額とする。

【社会貢献活動表彰及び特別貢献手当】

- ・支給細則第2条第1項第4号により学長が認めた職員（表彰要項第8条に基づき学長が決定した社会貢献活動表彰者）に対する、支給細則第3条第1項第4号の規定により役員会の議を経て学長が定めた額は、15万円とする。

【教育・研究等特別表彰対象者及び特別貢献手当】

- ・活動内容に応じた表彰名を付し、表彰内容が簡潔明瞭に認知できるよう制度の変更を行った。対象者については、理事及び副学長による候補者の推薦を受け、学長が選出し、次回会議にて別途審議を行う。

【各表彰及び特別貢献手当に関する共通事項】

- ・表彰状授与日は、2021年3月16日（予定）とし、対象者に表彰状または表彰楯の授与を行う。

主な意見等については次のとおり。

- ・豊橋市長が交代したこともあり、学長と市長で対談を行い、本学の構想等を伝えていただきたい。
（回答）浅井市長との対話の機会があったが、諸事情により延期している状況のため、今後改めて機会を設けたいと考えている。
- ・教育・研究等特別表彰のように部門毎に与える賞については、金券等の進呈を検討してはどうか。

[報告事項]

(1) 2020年度内部監査結果について

監査室長から、資料「報告1」に基づき、2020年度内部監査結果について、報告があった。

(2) 令和元年度決算検査報告説明会について

事務局長から、資料「報告2」に基づき、令和元年度決算検査報告説明会について、報告があった。

主な意見等については次のとおり。

- ・補助金によっては要綱が十分に整備されておらず、検査の段階で用途について指摘された事案があるため、担当省庁に事前に詳細に確認を行うことが必要である。

以 上